

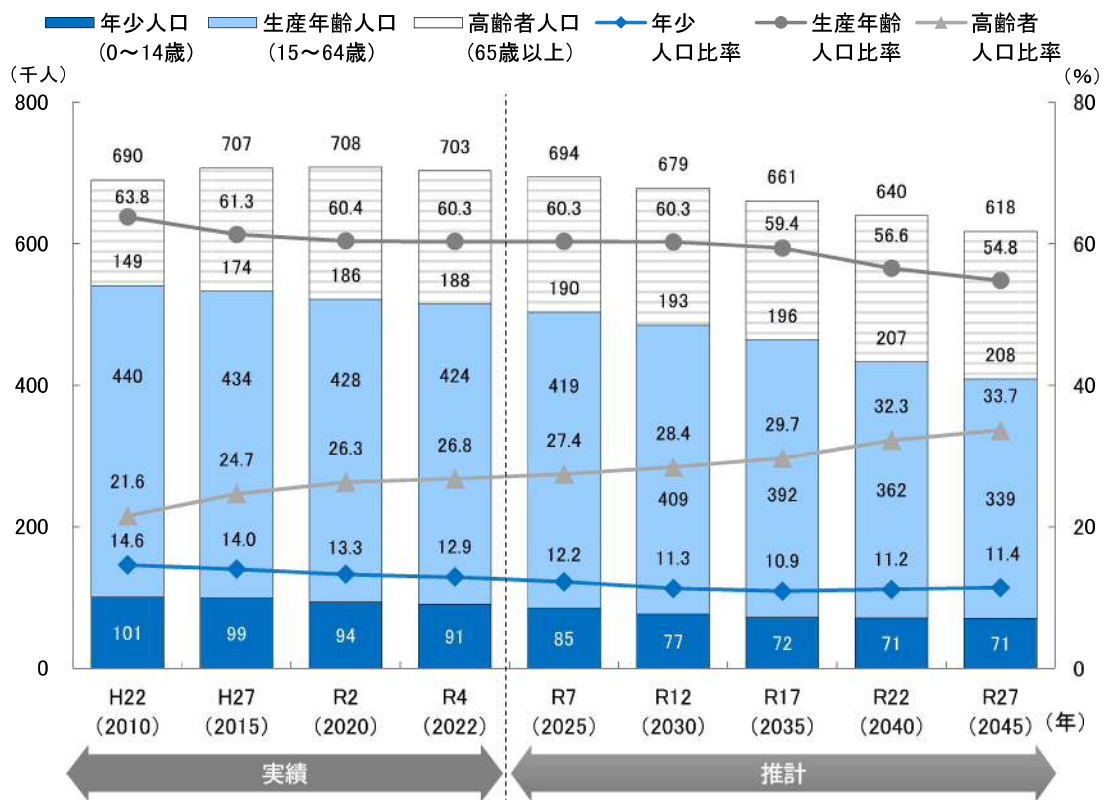
IV 財団を取り巻く現状と課題

1 社会情勢（背景）

日本の総人口（令和7年3月1日時点）は、1億2,342万人で、平成22年の1億2,806万人をピークに減少しています。国の推計によると、令和27年には、総人口は1億912万人、生産年齢人口※1は5,978万人、年少人口※2は1,122万人に減少する一方、高齢者人口※3は3,812万人に達し、高齢化率も35%まで増加すると見込まれています。

岡山市統計月報（令和7年7月1日時点）では、岡山市の総人口は71万人になりましたが、令和27年には61.8万人になると予測されています。人口構成についても、生産年齢人口は33.9万人、年少人口は7.1万人にいずれも減少する一方で、高齢者人口は岡山市の人口の33.7%を占める20.8万人まで増加し、国と似た傾向で変化することが見込まれています。

【住民基本台帳に基づく岡山市の総人口の動向と長期的な推計人口】



出典：令和4年（2022年）までは住民基本台帳人口、令和7年（2025年）以降は岡山市独自推計

※四捨五入の関係で総数が一致しない場合があります（以下の各データも同様）

「岡山市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（地域包括ケア計画）（令和6年3月）」より

※1 生産年齢人口：労働意欲の有無にかかわらず日本国内で労働に従事できる15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口。

※2 年少人口：0歳から14歳以下の人口。

※3 高齢者人口：65歳以上の人口。

令和 6 年度の介護保険制度改正は、このような急速な高齢化と介護ニーズの爆発的増加を背景に、制度の持続可能性とサービスの質向上を両立させるための大規模な見直しとなりました。高齢者人口の急増に伴い介護サービスの需要は急拡大し、国は財源確保と制度の安定運用を喫緊の課題としています。とりわけ介護職の慢性的な人材不足は深刻な問題ですが、今回の介護報酬改定では処遇改善の優先度を高くする等、人材確保に向けての動きを見ることはできました。しかし、訪問介護サービスにおいては基本報酬単位がマイナスとなる等、他の民間事業者と同様に、財団の経営上においても非常に厳しい局面がありました。

令和 9 年度の介護保険制度改正に向けて、「骨太の方針 2025」^{※1}においては、さらなる処遇改善の強化と検証、質の高いケアマネジメントの実現、安定的・効率的なサービス提供体制の確保等が方向性として示されました。また、中山間地域・都市部等の地域類型に応じた政策設計や、地域医療構想との連携が強化されること等を踏まえると、地域包括ケアシステム^{※2}は、これまで以上に深化することが想定されます。

また、地域共生社会については、複雑化・複合化した課題に対応するため、縦割りの制度を超えた包括的な支援体制の構築が強く打ち出される等、よりきめ細やかな支援が求められています。

このように、組織の経営上は予断を許さない状況が続きますが、公益法人である財団の基本理念は市民福祉の向上であり、地域共生社会の実現に向けて尽力することは、財団の本質的な使命と言えます。

あらゆる世代を対象に多様な公益目的事業を行う財団の役割は、地域や住民の課題や状況把握に専門的な視点をもって寄り添い続けることであり、これからの地域共生社会のあり方を形作る機能の一部として取り組む必要があります。

2 岡山市の取り組み

令和 7 年 8 月 1 日現在、岡山市では「時代の変化や市民ニーズを的確に捉え、多様化・複雑化するさまざまな課題に適切に対応し、岡山市がめざす理想のまちの姿を実現するため、市民をはじめ多様な主体との協働のもと、まちの将来像を共有し、諸課題の解決に向けて、ともに考え、行動するための羅針盤」として、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間で計画期間とする新たな総合計画「岡山市第七次総合計画」^{※3}の策定作業が進められており、令和 7 年 8 月の基本政策審議会において前期中期計画の政策体系や各政策分野の主な方向性等が審議されました。

また、令和 7 年度までの「岡山市第六次総合計画」^{※4}を上位計画に位置付けた「岡山市地域共生

※1 骨太の方針 2025：正式名称は「経済財政運営と改革の基本方針 2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～」（骨太方針 2025）。政府の重要課題や、年末の予算編成の方向性を示すもの。

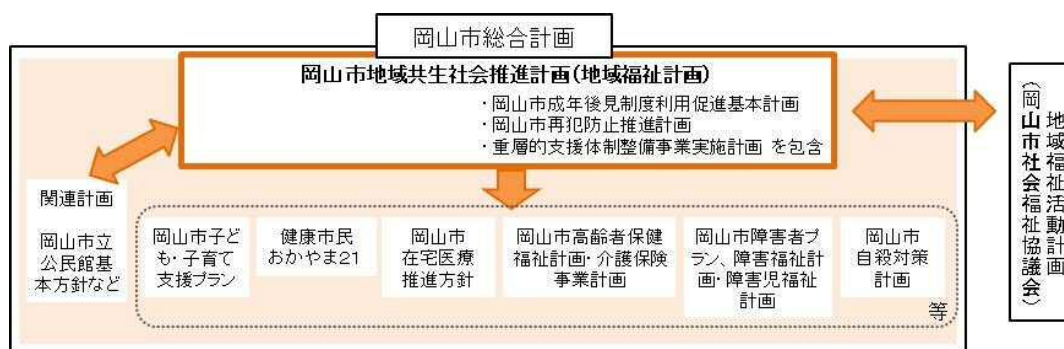
※2 地域包括ケアシステム：地域包括ケアシステムとは、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供し、重度な要介護状態でも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるようにする体制のこと。

※3 岡山市第七次総合計画：岡山市の目指す「将来都市像」とそれを実現するための「まちづくりの基本的な視点」を定めることを目的とする、令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間で期間とする岡山市の長期構想（令和 8 年 3 月策定予定）。前期中期計画（令和 8 年度から令和 12 年度まで）、後期中期計画（令和 13 年度から令和 17 年度まで）で構成される。

※4 岡山市第六次総合計画：岡山市の「将来都市像」を定め、「都市づくりの基本目標」と、その実現に向けた「都市づくりの基本方向」を明らかにした、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間で期間とする長期構想と中長期的なまちづくりの指針。

社会推進計画」「岡山市子ども計画」※1、保健・医療・福祉の各分野の計画である「健康市民おかやま 21」※2「岡山市在宅医療推進方針」※3「岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」※4「岡山市障害者プラン、岡山市障害福祉計画・岡山市障害児福祉計画」※5「岡山市自殺対策計画」※6等は、今後必要に応じて改訂され、第七次総合計画との整合性を確保した上で施策が実施されることとなります（「岡山市子ども・子育て支援プラン」は改訂時に「岡山市子ども計画」として一体的に策定され、令和 7 年 4 月以降は岡山市地域共生社会推進計画の下位計画の位置付けではなくなりました）。

なお、岡山市地域共生社会推進計画は、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最初から最期まで続けることができ、地域で生きがいをもって暮らし、地域で共に支え合う地域共生社会を推進」というこれまでの方向性を踏襲しつつ、新たな地域課題を解決するための取り組み等を示す第 2 次改訂版（令和 6 年 3 月）が策定されており、岡山市の医療・福祉関連の計画や施策の基本的な指針として、分野横断的な取り組みの強化が図られています。



「岡山市地域共生社会推進計画（地域福祉計画）第 2 次改訂版（令和 6 年 3 月）」より

- ※1 岡山市子ども計画：子ども基本法第 10 条第 2 項に基づく岡山市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画であり、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」の改定に合わせて一体的に策定されたもの。
- ※2 健康市民おかやま 21：健康増進法に基づき、市民の健康増進の総合的な推進を図るための方向性や目標を定めた計画。市民、企業、専門団体、地区組織、健康ボランティア、公民館、学校園等との連携による健康づくりを推進している。
- ※3 岡山市在宅医療推進方針：すべての市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、保健・医療・福祉分野の連携を強化するとともに、安心を支える最適な地域医療システムを構築し、予防、診療から介護まで切れ目のないサービスを受けられる仕組みづくりについて今後の施策・事業展開の方向性を定めたもの。
- ※4 岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画：岡山市が目指す「住み慣れた地域で安心して暮らせる健康・福祉のまちづくり」の実現に向けた高齢者福祉施策の個別計画。高齢者に関する保健福祉施策を総合的・体系的に展開し、岡山市の地域包括ケアシステムを深化・発展させるとともに、地域共生の社会づくりを推進する。
- ※5 岡山市障害者プラン、岡山市障害福祉計画・岡山市障害児福祉計画：国の障害者計画と岡山県の障害者計画を基本とし、岡山市の状況を踏まえ、障害者施策のうちでも特に身近で重要なサービスである障害福祉サービス、児童福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について等、障害者施策全般を総合的に推進するための岡山市の計画。
- ※6 岡山市自殺対策計画：すべての市民がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、関係機関と協働しながら包括的な支援を推進するための行動計画。

3 財団の取り組み

財団における公益目的事業※1は、「福祉・健康・生涯学習推進事業」、「児童福祉推進事業」、「地域包括支援事業」、「高齢者・障害者福祉推進事業」、「施設管理運営事業」の5つで構成されており、世代や障害の有無等を問わず、岡山市民の福祉の向上のために事業を実施してきました。

① 福祉・健康・生涯学習推進事業

ニーズに即した各種講座やイベント等の開催を通して、福祉専門職やボランティア、地域活動の担い手の育成を図るとともに、健康寿命の延伸につながる心とからだの健康づくりの支援、子育て世代や社会的弱者に対する福祉支援等に積極的に取り組み、岡山市民の福祉の向上と健康増進を推進しています。

前計画期間中の主な取り組み

- 福祉人材養成事業では、受講者の多様なニーズに対応するため、講座カリキュラムの再検討を行うとともに、一部の講座においてオンライン講座を開始し、より参加しやすく内容の充実した講座の提供に努めました。
- 令和7年度から講座受講料のキャッシュレス決済を取り入れ、よりスムーズな手続き環境を整備することで、利用者の利便性向上を図りました。
- ふれあいセンターのトレーニングジム（アスレチックコーナー※2）では、講座受講生や介護予防センターの各種イベント等で無料体験チケットを配布し、新たな利用者層の開拓に努めました。
- 令和7年度には講座受講料とアスレチックコーナー利用料の約30年ぶりの改定（消費税改定時を除く）を行いました。これまで以上に魅力ある事業を推進するとともに、市民にその魅力が届くよう情報発信も進めていきます。

② 児童福祉推進事業

(1) 児童館管理運営事業

児童館では、18歳未満のすべてのこどもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し、情操をゆたかにすることを目的として支援をしています。なかでも幼児の会等の子育て支援の取り組みが、「乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開

※1 公益目的事業：学術、技芸、慈善など公益に関する事業で、不特定かつ多数の人々の利益の増進に寄与することを目的とした活動をいう。

※2 アスレチックコーナー：ふれあいセンター内にある高校生以上を対象としたトレーニングジムで、有酸素運動やウエイトトレーニング機器を備え、専門指導員による運動相談も行っている。また、ウェルポートなださきにはフィットネスルームが設置されている。(31ページ解説欄に再掲)

設し、子育ての相談、情報の提供、助言その他援助を行うこと」を目的とした「地域子育て支援拠点事業」と認められ、各ふれあい児童館で事業を実施しています。

前計画期間中の主な取り組み

- 乳幼児親子への支援を充実させるため、父親の育児参加が広がる社会背景等を踏まえ、家族参加型イベントを開催し、子育て家庭のニーズに対応しました。
- Instagramの公式アカウントを開設し、子育て家庭や小中高校生世代向けに最新の活動やイベントの情報発信を行い、施設の利用促進に取り組みました。
- 「児童が安全に安心して過ごせる遊びの拠点・居場所となるような環境づくり」を目指して、安全計画の策定や職員研修等を実施し、職場全体の安全意識と対応力の向上を図りました。
- 地域の放課後児童クラブ等で出前児童館^{※1}を実施し、遊びや工作等の体験を通して、児童の創造性を豊かにするとともに、児童館の情報発信を行い、地域との連携を深めました。

(2) 岡山市放課後児童クラブ管理運営事業

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的に、岡山市立放課後児童クラブの運営を行います。

前計画期間中の主な取り組み

- 令和2年度より、岡山市立放課後児童クラブ運営業務の受託を開始し、当初22クラブだった市立児童クラブは令和7年度現在67クラブとなりました。クラブ数・在籍児童数の増加に伴い発生する様々な課題に、創意工夫をもって取り組みました。
- 岡山市の重点課題である待機児童ゼロを目指し、放課後児童支援員等の人材確保の強化に取り組みました。専用WEBサイトの作成やSNSの活用、職場見学・体験会の開催や大学への訪問活動等、多岐に渡る方法で、職の魅力伝えつつ求人活動を行いました。
- クラブの運営強化を図り、クラブ運営のための課題を職員が自ら提起し、解決策を考え、実践できるよう課題解決チームを立ち上げ、運営力の向上につなげました。また、職員の資質向上のため、研修内容を充実させ、回数を増加させました。

※1 出前児童館：児童館や児童センターが地域の集会所や学校などに出向き、遊びや交流の場を提供する取り組みで、子育て支援や地域とのつながりを深めることを目的としている。

③ 地域包括支援事業

地域包括支援センターの運営を通じて、地域の高齢者の心身の健康維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助・支援を包括的に行うとともに、高齢者の総合相談窓口として、様々な相談への対応を行っています。また、認知症になっても、住み慣れた地域で生活を継続するための支援体制の構築を図り、地域で支えるまちづくりを支援しています。

前計画期間中の主な取り組み

- 複雑な課題を抱えている人やその家族を支援するため、様々な機関と話し合いの場を持ち、足並みを揃えた支援を行えるようにしました。
- ワーキングチームを立ち上げ、質の高い高齢者支援と共生の地域づくりを実現するため、専門能力を獲得していく道筋や専門的スキルの習熟度等を定めた人材育成ガイドラインを作成しました。
- 包括的な相談支援体制の構築では、地域へ積極的に向かうことによるネットワーク強化と広報活動による市民への周知を図ることで、相談人数の増加につながりました。
- 認知症の人やその家族への支援では、チームオレンジ^{※1}の立ち上げと活動を支援し、SNS やイベント等で前向きなイメージの普及啓発を充実させ、機運の醸成を図りました。

④ 高齢者・障害者福祉推進事業

(1) 介護予防センター事業

介護予防センターの運営を通じて、高齢者をその状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりによる参加者や住民運営の通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを目指します。そして、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らすため、介護予防の普及啓発やフレイル予防^{※2}を推進します。また、職員のリハビリテーション等の専門性を生かした、自立支援のための取り組みを進めています。



あっ晴れ！もも太郎体操（体操の様子）

※1 チームオレンジ：認知症の人やその家族の支援ニーズと、認知症サポーターなど地域の支援者をつなぎ、地域で支え合う仕組みを構築する取り組みで、地域包括支援センターが中心となって推進している。

※2 フレイル予防：加齢に伴う心身の虚弱（フレイル）状態に陥らないよう、運動・栄養・社会参加などを通じて健康寿命の延伸を図る取り組みのこと。

前計画期間中の主な取り組み

- 地域住民がより身近な場所で自主的に介護予防活動に取り組むことができるよう「あっ晴れ！もも太郎体操^{※1}」活動団体の立ち上げと活動継続支援を行いました。各福祉会で設定した重点地区に対しては、地域の実情に応じた効果的なアプローチ方法を検討しました。また、一時休止となった団体へは切れ目のない再開支援を行いました。
- 岡山市が定めた「フレイル予防強化月間」（9月21日から10月21日）を中心に、フレイル予防について啓発の機会を増やしました。商業施設でのフレイル健康チェックや、自宅で取り組むフレイル対策チャレンジシート、一般市民を対象とした介護予防フェスティバル等を実施し、高齢者がフレイル予防対策に取り組むきっかけづくりを行いました。
- 介護予防センター各職種の専門性を生かし、アドバイス訪問^{※2}やフレイル個別対応等で、課題を抱える高齢者に対し必要なアドバイスを行うことにより、住み慣れた自宅のより良い生活につながる支援を目指しました。

(2) 在宅福祉事業

ケアマネジメント・ホームヘルプ・デイサービス等の事業を通じて、支援が必要な高齢者及び障害者に対し、「尊厳の保持」と「自立支援」及び「相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本に、必要に応じた適切なサービスの提供を行っています。



デイサービス レクリエーションの様子

※1 あっ晴れ！もも太郎体操：主に高齢者を対象とした市民の健康寿命延伸・介護予防のため、財団が考案した体操。「ストレッチ体操」「奥地の体操」「筋力トレーニング」の3つの運動を組み合わせた内容。

※2 アドバイス訪問：高齢者が年齢による体力の衰え、病院からの退院直後で心身機能の低下がみられる等で、在宅生活に不安を抱えながら適切な相談先がない場合に、財団の専門職が出向き、ご本人の状態や自宅の環境などを考慮した介護予防アドバイスを行っている。

前計画期間中の主な取り組み

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に注力しつつ事業を行いました。その間、利用者数が減少したことや、介護職員不足のやむを得ない事情による事業所閉鎖も重なり、厳しい経営状況が続きました。
- 支援困難ケースにも積極的に対応する公益性の高いサービス提供を堅持しつつ、外部環境の変化に左右されない収益基盤の構築が課題となりました。
- 慢性的な職員・ヘルパー不足を解消するため、新たな人材確保策と職員の育成を図る職場環境の整備、質の高いサービスを安定的に提供できる体制と持続可能な事業運営を目指しました。
- 令和6年度は「収支改善と業務効率化」を重点目標に掲げ、現場職員と具体的な目標の共有を図りました。ホームヘルプ事業所の再編等構造的な改革も進め、ほぼ収支均衡とすることができました。

⑤ 施設管理運営事業

岡山市の福祉・健康・生涯学習の拠点施設であるふれあいセンターや岡山市ウェルポートなださきの機能を最大限に発揮するため、岡山市をはじめ、岡山市社会福祉協議会等の関係団体との連携を図りながら、管理運営の効率化、施設の利活用等に取り組み、地域福祉の充実に貢献しています。

前計画期間中の主な取り組み

- 貸室事業でのWi-Fiサービスの開始や施設の空きスペースの有効活用、ホームページやSNSを活用した情報発信等を通じて、効率的な運営と施設の利用促進に取り組みました。
- 施設の老朽化が進む中、設備の予防保全や更新計画を作成し、限られた予算の中で優先順位を付けて修繕を実施しました。また、令和3年9月から令和7年3月にかけて行われた岡山市施工の特定天井改修工事では、市と連携し、利用者への影響を最小限に抑えつつ、安全・安心な施設管理の運営に努めました。
- 職員のさらなる資質向上を目指して「福祉のコンシェルジュ研修」を実施しました。職員の福祉に関する知識の習得を図り、利用者への対応力向上に取り組みました。
- 情報コーナー運営事業では地域包括支援センターと連携し、認知症月間（毎年9月）に認知症関連書籍等をピックアップした特設コーナーを設け、財団の専門性を生かした運営を行いました。